

(社) 日本原子力学会 標準委員会 発電炉専門部会
第 15 回 リスク情報活用分科会議事録 (案)

日 時：2008 年 9 月 9 日 13:30～17:20

場 所：仏教伝道センタービル 8 階 「和」会議室

出席者 (敬称略)

(出席委員) 平野主査(JAEA), 福田副主査(JNES), 成宮幹事 (関電), 今井委員 (東電),
植田委員 (電中研), 西村委員 (原技協), 河井委員 (原技協), 栗坂委員 (JAEA),
坂田委員 (三菱重工), 小島委員 (ASME 原リ委員), 関根委員 (JNFL),
橋本委員 (東芝), 久持委員 (日立 G E), 藤本委員 (JNES),
米山委員 (TEPSYS) (15 名)
(常時参加者) 大家 (関電), 高木 (原技協), 西岡 (四電), 廣川 (TEPSYS), 藤田 (中電 CTI)

配付資料

- P12SC15-1 第 14 回分科会議事録 (案)
- P12SC15-2 リスク情報活用実施基準(案)H19.11 へのコメントおよび対応方針(案) (抜粋)
- P12SC15-3 リスク情報活用実施基準(案)へのコメントおよび対応方針(案) (抜粋)
- P12SC15-4-1 原子力発電所の安全確保活動へのリスク情報活用に関する実施基準 (案) (本体)
- P12SC15-4-2 原子力発電所の安全確保活動へのリスク情報活用に関する実施基準 (案) (解説)
- P12SC15-5 リスク情報活用に関する実施基準案と NRR Office Instruction の比較
(深層防護の堅持)
- P12SC15-6 「「リスク情報」活用基本ガイドライン (試行版)」と「リスク情報活用に関する実
施基準 (案)」との要件の整合性について

参考資料

無し

議事及び主な質疑応答

(1) 出席者確認

成宮幹事より出席者数を確認し, 全委員数 23 名のうち 15 名出席であるため, 本分科会の定足数を満たすことが確認された。

(2) 資料確認

議事次第に基づき配布資料の確認を行なった。

(3) 議事録確認

成宮幹事より, 資料 P12SC15-1 を用いて, 前回議事録案について説明があった。コメントなく了承された。

(4) 実施基準(案)のコメント対応方針の確認

成宮幹事及び実施基準案の各執筆担当から、資料 P12SC15-2 及び P12SC15-3 により、コメント対応方針について説明があり、審議した。

a. 資料 P12SC15-2 コメント No.27-5 について

米山委員より ICDP, ICDF に関する記載について説明があり審議した。ICDP と ICFP は、解説に記載して本文には記載しないこととなった。

b. 資料 P12SC15-2 コメント No.35-1 について

米山委員より「定性的評価」に関する記載について説明があり審議した。本文規定及び解説の書き方について今後再整理を行って行くこととなった。

c. 資料 P12SC15-2 コメント No.9-4, No.13-3 について

今井委員より許認可手続が不要な場合や、リスク情報を参考として用いる場合における本標準のプロセスの適用のさせ方について説明があり、審議した。本文規定にある「安全上の重要に応じて一部を省略することが可能である」ことは合意された。今後、解説の文章をすっきりさせ、理由を明確にさせることとなった。

d. 資料 P12SC15-2, 15-3 コメント No.44, No.57, No.95-2 について

成宮幹事よりベースライン CDF の定義を解説に記載したこと、引用規格に発行済みの「学会標準」を記載すること、「リスクの再評価」に関する記載を削除することについて説明があり承認された。

(5) 資料 P12SC15-5 の NRC Office Instruction との比較（深層防護）について

坂田委員より、LIC-504 と本標準案の比較の内容と相違点について説明があり、審議した。実施基準案の規定と LIC-504 の規定には、若干の相違はあるものの、主要な点において両者の規定は概ね一致しており、特段反映する必要のある項目はないという結論になった。

(6) 資料 P12SC15-4-1, P12SC15-4-2 のうち深層防護の堅持について

坂田委員より、P12SC15-4-1, P12SC15-4-2 のうち深層防護の堅持について説明があり、審議した。

a) 対策間のバランスと独立性の確保

本体規定の内容については特にコメントは無かった。但し、「防護レベル」と「対策」という用語を整理することとなった。解説については記載内容を見直し、本体規定に対して事例をあげ、具体的に何を検討するかのイメージがわくようにすることとなった。この際、

安全確保活動の変更前は深層防護が堅持されていることを記載することが可能か検討することとした。

b) 管理的手段への過度な依存の回避

解説 3.3.1.3a)で PSA を使って管理的手段を同定する旨の記載があるが、初めてリスク情報の活用を適用しようとしているガイドラインであるので工学的評価の部分にリスク評価を持ち込まず、変更による深層防護への影響を決定論のみでチェックする内容とし、当該部は削除することとなった。解説は規定に沿って何をやるかというイメージが出るように修正することとなった。

c) 多重性又は多様性及び独立性の確保

d) 共通原因故障に対する防護対策の実施

e) ヒューマンエラーの防止対策の実施

NEI-00-04 の重要度分類リスク情報に基づく重要度分類の例は、例えば起因事象が 1 から 10 のマイナス 1 乗以上のものは、それに対応するシステムの多様性が 3 以下のものは「潜在的に安全上重要」と定義する場合に用いるものであり、現時点では本文規定とは特に関係ないため、具体的な活用先ができた時に個別ガイドラインの中で決めることとし、削除することとなった。

「新たな共通原因故障要因の増大」という表現は、「新たな共通原因の導入」と「従来から入っている共通原因の増大」に分けることとなった。

(7) 資料 P12SC15-6 「「リスク情報」活用基本ガイドライン（試行版）」と「リスク情報活用に関する実施基準（案）」との要件の整合性について

成宮幹事より、P12SC15-6 について説明があった。基本ガイドライン（試行版）と標準の本体の対応、用語の使い方等をチェックし、コメントがあれば、成宮幹事宛にメールで送付することとなった。

(8) その他

成宮幹事より、今週の末に発電炉専門部会があり、改組し、新たに発足するリスク専門部会でこの案件は審議されることになる予定であることなどが紹介された。

今後、用語の統一などについて見直す作業も必要であることから、基本ガイドライン（試行版）との対比についてのコメントとあわせてコメントをもらうこととした。

次回の日程については、10月の初めから半ばぐらいを目途にメールで調整することとした。

以上